

金融商品の勧誘方針

JAMPフィナンシャル・ソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます)は、金融商品の販売等に関する法律第9条に基づき、金融商品の販売等に係る勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」といいます)を次のとおり定め、この勧誘方針を遵守して投資助言契約の締結に係る適正な勧誘を行います。

1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

当社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らし、契約内容やリスク内容などの重要な事項を十分にご理解していただけるよう、適切な説明に努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則等を遵守し、お客様本位の勧誘に努めます。お客様に断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。また、適正な時間帯に勧誘を行うなど、勧誘の方法等に十分配慮致します。

3. その他、勧誘の適正の確保に関する事項

本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備など、内部管理体制の強化に努めます。

また、お客様からのお問合せへの迅速かつ適正な対応に努めます。

以上